

制限付一般競争入札参加申込書作成要領の一部改正について

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正し、令和6年7月1日以後に公告（指名競争入札により入札を行う場合にあつては、鳥取県会計規則第134条第2項の規定による当該入札の日の通知。）又は鳥取県建設工事執行規則第18条第1項若しくは第3項の規定による見積提出の依頼を行う測量等業務から適用する。

改正後	改正前
<p>制限付一般競争入札参加申込書作成要領</p> <p>1 略</p> <p>2 添付書類 添付書類は、応募条件に応じ、以下のとおりとすること。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 資格技術者数 県外業者においては、技術士の有資格者数を証明する書類として、<u>次のいずれかの書類</u>を添付すること。</p> <p><u>ア 建設コンサルタント登録規程第7条に規定する現況報告書（様式16号ニ号）（資格保有者内訳が記載されたものに限る）の写し。</u></p> <p><u>イ 建設コンサルタント登録規程第7条に規定する現況報告書（様式16号ヘ号）の写し及び工事・業務実績情報データベース（テクリス）の企業情報画面（建設コンサルタント登録部門等（技術士・RCCM）及び技術士登録部門を表示したもの）を印刷したもの。</u></p> <p>(3) ～ (5) 略</p> <p>3 略</p>	<p>制限付一般競争入札参加申込書作成要領</p> <p>1 略</p> <p>2 添付書類 添付書類は、応募条件に応じ、以下のとおりとすること。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 資格技術者数 県外業者においては、技術士の有資格者数を証明する書類として、建設コンサルタント登録規程第7条に規定する現況報告書（様式16号ニ号）の写しを添付すること。</p> <p>(3) ～ (5) 略</p> <p>3 略</p>